

令和8年度 上下水道局広報紙
編集業務委託
プロポーザル募集要領

加古川市上下水道局
経営管理課
(令和8年10月)

1 趣旨

加古川市上下水道局（以下「局」という。）で発行する広報紙「かこ水だより」（以下「広報紙」という。）の制作にあたっては、上下水道事業活動に関する情報をお客さまに確実に提供するため、幅広い世代に受け入れられ、簡潔で分かりやすく読みやすい紙面づくりが必要となる。

これらを踏まえ、上下水道局広報紙編集業務実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置するデザイナー等を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。）を選定するものとする。

2 業務の概要

- （１）業 務 名：上下水道局広報紙編集業務
- （２）業務の目的：民間事業者の優れた技術力や企画力を活用し、わかりやすく読みやすい広報紙を制作・発行する。
- （３）業 務 内 容：別紙「上下水道局広報紙編集業務仕様書」のとおり
- （４）履 行 期 間：契約締結日の翌日から令和 12 年 3 月 31 日まで

3 施行予定額

4,500,000 円（消費税及び地方消費税相当額（税率 10%）を含む）
※内訳：令和 9 年度～令和 11 年度：各年度 1,500,000 円

4 プロポーザルの型式

本業務は公募型プロポーザルにより契約候補者等を決定するものとする。

5 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者等の選定は、上下水道局広報紙編集業務委託プロポーザル選定委員会設置要領に定める選定委員会が行うものとする。

6 契約候補者等決定までの流れ

- （１）プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、指定期日までに局に参加申込をし、局から参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。
- （２）参加者は、指定期日までに局に企画提案書等を提出したのち、契約候補者等

の選定を受けるものとする。

- (3) 局は、選定の結果、得点が上位1位となった者を「契約候補者」、上位2位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 上記(3)の期間内に局と契約候補者との協議が整わない場合は、局は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 契約候補者等の選定に関する日程については、「14 日程及び提出書類等」のとおりとする。

7 参加資格要件

参加申込をする者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

入札参加資格	・加古川市水道事業及び下水道事業契約規程(平成10年水道事業管理規程第5号)第2条第1項に規定する入札参加資格者名簿に登録されていること。 ・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 ・市税を滞納していないこと。また、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。 ・水道料金・下水道使用料・加古川市下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。
入札参加停止措置	プロポーザル参加表明書の公募開始日から契約締結日までにおいて、加古川市上下水道局指名停止基準(平成13年水道局訓令第6号)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
業務実績	令和4年4月1日から令和9年3月31日までの期間において、本案件と同程度以上の頻度(年2回以上発行。官民は問わない)と認められる定期刊行物の発行実績があること。 ※令和8年度分は見込みを含む。
経営の安定性	会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
契約の相手方としての適格性	加古川市上下水道局契約からの暴力団排除に関する要綱(平成24年3月30日水道事業管理者決定)に規定する暴力団等でないこと。
その他	・その他管理者が必要と認める事項。 ・その他公平な競争の妨げになる行為、事実等がないこと。 ・加古川市水道事業及び下水道事業契約規程(平成10年水道事業管理規程第5号)、上下水道局広報紙編集業務委託プロポーザル募集要領等を熟知のうえ、無効となる参加申込とならないよう参加に必要な手続き及び注意事項を順守すること。

8 説明会

説明会は開催しない。

9 参加申込・資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「(様式2) プロポーザル参加表明書」に必要事項を記入し、代表者印を押印のうえ、関係書類を添えて次のとおり経営管理課に提出すること。

- ① 関係書類：
 - ・ (様式3) 会社概要票
 - ・ (様式4) 業務実績調書
 - ・ 会社概要 (パンフレット等任意)
 - ・ 様式4に記載した業務実績に係る成果物
 - ・ 加古川市市税確認承諾書
(課税の有無にかかわらず、提出すること。)
 - ・ 国税納税証明書 (その3の3)
(写し可、令和8年10月23日以降に発行したものに限る。)
 - ・ 水道料金・下水道使用料・加古川市下水道事業受益者負担金確認承諾書 (賦課の有無にかかわらず、提出すること。)
 - ・ 誓約書

② 提出の期限、方法及び場所

期限：令和8年11月6日(金)17時必着

方法：経営管理課窓口へ直接持参又は書留郵便とする。

(電子メールでの提出は不可)

場所：加古川市役所新館9階 経営管理課

〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番地

※提出期限を過ぎたプロポーザル参加表明書等は受け付けない。

※郵送による提出の場合、提出期限までに局に到着しなかったものは受け付けない。

(2) 資格審査

選定委員会は、受け付けたプロポーザル参加表明書等により、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について、「(様式5) 参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書」又は「(様式6) 参加資格審査結果通知書」により、令和8年11月16日(月)までに参加申込を行った者に通知するものとする。

参加資格審査結果通知書を受領した者は、この決定について、通知日の翌日から起算して5日以内(土・日曜、祝日を除く。)に、書面をもって選定委員会に説明を求めることができるものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加申込を行った者又は参加者が参加を辞退する場合には、「(様式 13) プロポーザル参加辞退書」に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、企画提案書提出締切日までに経営管理課に提出するものとする。ただし、参加資格要件を満たさない者はこの限りではない。

10 質疑・回答

質疑・回答については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、「(様式 14) 質問書」に質問事項を記載のうえ、令和 8 年 11 月 19 日 (木) 17 時までに、電子メールにより経営管理課宛に送信すること。メールの件名は「上下水道局広報紙編集業務に係るプロポーザルの問い合わせについて (会社名)」とすること。
- (2) 質疑に対する回答は、「(様式 15) 質問回答書」により、参加者全員に電子メールで、令和 8 年 11 月 27 日 (金) までに回答する。
※参加資格要件を満たさない質問者からの質疑については、局は回答しないものとする。

11 企画提案について

(1) 企画提案書等の作成

参加者は、仕様書に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は 1 者につき 1 件とし、以下の書類を提出することとする。なお、企画提案書等に記載された内容については、③見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

① (様式 7) 企画提案書等提出届

必要事項を記入し、代表者印を押印すること。

② 企画提案書

別紙「上下水道局広報紙編集業務企画提案書及び見積書作成要領」(以下「企画提案書及び見積書作成要領」という。)のうち、「1 企画提案書」を参照のうえ、同要領に規定する項目順に作成すること。

③ 企画提案試作版

企画提案書及び見積書作成要領のうち、「2 企画提案試作版」及び「3 企画提案試作版の規格」を参照のうえ、作成すること。

④ 見積書

企画提案書及び見積書作成要領のうち、「4 見積書」を参照のうえ、作成すること。

(2) 提出書類及び部数

・ 正本 1 部

(様式 7) 企画提案書等提出届

企画提案書

企画提案試作版

見積書

・副本 8部

企画提案書

企画提案試作版

(3) 提出の期限、方法及び場所

期限：令和8年12月11日（金）17時必着

方法：経営管理課窓口へ直接持参又は書留郵便とする。

（電子メールでの提出は不可）

場所：加古川市役所新館9階 経営管理課

〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番地

※提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

※郵送による提出の場合、提出期限までに局に到着しなかったものは受け付けない。

(4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、局が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に回答するものとする。

12 契約候補者等の選定

契約候補者等の選定については、別紙「上下水道局広報紙編集業務委託審査基準」により、契約候補者及び次点者を決定する。なお、合計点が同じ場合は、出席委員等の多数決で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

(1) 選定結果の通知

プロポーザル審査結果通知（様式 18、様式 19、様式 20）により通知する。

(2) 上記（1）の通知は、審査終了後、7日以内に通知する。

(3) 契約候補者に選定された者以外の者は、その理由について、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもって選定委員会に説明を求めることができる。

13 契約締結に向けての協議

(1) 仕様等の確定について

経営管理課は契約締結に向けて契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。次点者においても同様とする。

(2) 契約金額について

契約金額は企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、

協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(3) 契約書について

契約書は、局が用意したものを使用する。

(4) 契約保証金について

契約保証金は免除する。

14 日程及び提出書類等

事務等の名称	日程・締切	提出書類等	
募集要領の公表	令和8年10月23日(金)	—	—
参加申込	令和8年11月6日(金) 17時まで(必着)	様式2～様式4、 必要書類	参加希望者⇒ 局
参加資格審査結果 の通知	令和8年11月16日(月) まで	様式5又は様式6	局⇒ 参加希望者
質問締切	令和8年11月19日(木) 17時まで(必着)	様式14	—
質問に対する回答	令和8年11月27日(金) まで	様式15 メールで回答	局⇒参加者
企画提案書等提出	令和8年12月11日(金) 17時まで(必着)	様式7 企画提案書 企画提案試作版 見積書 正本1部 副本8部	参加者⇒局
選定結果等の通知	令和9年1月15日(金) まで	様式18～様式20	局⇒参加者
契約候補者との 協議	令和9年1月22日(金) まで	—	—
次点者との協議	令和9年1月27日(水) まで※	—	—
契約締結日(予定)	令和9年1月29日(金)	(契約書)	—
業務の履行開始	契約締結日の翌日(予定)	—	—

※契約候補者との協議が整った場合は、局は速やかに次点者にその旨及び次点者との協議を行わないことを通知する。

15 情報公開

選定の過程や評価結果については、加古川市情報公開条例に基づき対応する。

16 その他

- (1) 参加申込を行った者又は参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ① 提出書類の提出期限を過ぎた場合
 - ② 募集要領、企画提案書及び見積書作成要領に定める事項に違反した場合
 - ③ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
 - ④ 募集要領に定める方法以外で局職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
 - ⑤ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと局が判断した場合
- (2) プロポーザルへの参加に要する費用はすべて、参加希望者及び参加者の負担とする。
- (3) プロポーザルの過程で得た情報等は局に帰属し、局は調査手段等を含め公開・配付できるものとし（個人情報及び企画提案書の内容を除く）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。
- (4) 契約候補者となった場合、業務実績として局の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については局の許可なく開示できないこととする。
- (5) 提出された企画提案書等は返却せず局の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (6) 郵送等の事故については、局はいかなる責任も負わない。
- (7) やむを得ない理由により本選定を実施することができないと認められる場合は、本選定を中止することがある。なお、この場合において、企画提案に要した費用を局に請求することはできない。
- (8) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜局が判断するものとする。

17 問い合わせ先

加古川市上下水道局経営管理課管理係 担当：丸山・松尾

電 話：079-427-9319

FAX：079-421-5998

E-mail：keieikanri@city.kakogawa.lg.jp

以 上